一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度施行細則

- 第1条 一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度規則(以下「認定規則」という)の施行にあたって、規則に定められた以外の事項については、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医制度施行細則に従って運営するものとする.
- 第2条 認定規則第10条に規定する認定委員会の定数は、8名以上15名以内とする.
 - 2 認定委員会の委員(以下,認定委員)は、学会会員であるとともに、指導医若しくは専門医あるいは認定医でなければならない.
 - 3 認定委員は、理事会の議を経て、学会理事長が委嘱することとする.
 - 4 認定委員となる者のうち、大学の専任者あるいは学外の委員の数は相互に委員総数の3分の2 を越えることができない.
- 第3条 認定規則第14条に規定する小委員会は、認定委員会が必要に応じて置くことができる.
 - 2 小委員会の目的、業務及び委員の定数は、認定委員会で決定する.
 - 3 小委員会を設置あるいは改廃する場合は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない.
- 第4条 認定委員会は、施行に必要な内規を定めることができる. 内規を制定あるいは改廃する場合は、 認定委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない.
- 第5条 認定を受けた者,施設あるいは講習会は,一般社団法人日本スポーツ歯科医学会ウェブサイトに 掲載される.
- 第6条 認定規則第15条,第21条,第27条,第33条に規定する認定の審査,認定試験および第39条,第45 条に規定する認定の審査は,毎年1回実施することとし,学会は審査を開始する3カ月前まで に,認定の申請受付日及び審査実施期間を告示するものとする.
- 第7条 認定規則第51条に定める審査は、申請後直ちに実施するものとする.
- 第8条 認定規則第53条に定める申請書類は以下のとおりとする.
 - (1) 認定申請書(様式1)
 - (2) MG講習会開催情報(任意形式)
 - (3) 開催案内、参加申込書等の学会ウェブサイトに掲載する情報(任意形式)
- 第9条 認定規則第56条に関し、認定更新の申請は失効期日の一年前から行うことができる.
- 第10条 認定証の記載事項に変更が生じたとき、ならびに認定証を亡失または毀損したときは、再発行申 請書に手数料を添えて認定委員会に提出し、再交付を受けることができる。手数料については1 万円とする.
- 第11条 本施行細則の改廃は、認定委員会および理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

1 この施行細則は、令和4年12月3日より施行し、令和5年4月1日より適用する.